

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名
サード・アイ合同会社

②評価調査者研修修了番号

H0013
S20210001
H0082
SK2021003

③施設名等

名 称：	富良野国の子寮
施設長氏名：	三上 広文
定 員：	45名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	富良野市字東鳥沼の1
T E L：	0167-22-2935
U R L：	furanokuninoko.hjk.ne.jp

【施設の概要】

開設年月日	1945年8月25日
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 北海道婦人共立愛子会
職員数 常勤職員：	23名
職員数 非常勤職員：	1名
有資格職員の名称（ア）	児童指導員（社会福祉士含）
上記有資格職員の人数：	4名
有資格職員の名称（イ）	保育士（社会福祉士含）
上記有資格職員の人数：	10名
有資格職員の名称（ウ）	管理栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	調理師
上記有資格職員の人数：	3名
有資格職員の名称（オ）	
上記有資格職員の人数：	
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	
施設設備の概要（ア）居室数：	39室
施設設備の概要（イ）設備等：	食堂・調理室
施設設備の概要（ウ）：	心理室
施設設備の概要（エ）：	体育館

④理念・基本方針

理念：カトリックの愛の精神（見守り、寄り添い、許し、ほめ励ます）に基づいて、子ども一人ひとりを大切にし、その自立を支援する。 基本方針： 1、入所児が心身共に健やかに社会に対応できるよう安全で安心な環境を整備すること 2、集団の中の個を大切にされた適切な処遇に努めること 3、児童の最善の利益を優先し権利擁護に努めること 4、職員は健全な心身を有し児童処遇に愛情と誠意をもってあたり不断の研究と努力により自己の能力と資質の向上に努めること 5、施設長を中心とした職員の相互協力により円滑な運営に努めること 6、家庭、学校、児童施設、病院等、地域の関係機関との密接なる連携を図ること 7、地域のニーズを把握し、これに対応できる施設作り及び相互協力を図ること

⑤施設の特徴的な取組

地域とのつながりを大切にする施設として、児童、職員ともに地域活動や住民行事に積極的に参加し、取り組んでいる。R7年度は鳥沼地区開基130周年、鳥沼小学校120周年の年にあたり、記念行事及び記念事業を行うことになっている。（8月に協賛会発足し施設職員も会員として企画運営に参加）

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/4/6
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/11/9
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和2年度

⑦総評

<評価の高い点>

1. 「鳥沼の子と呼ばれて成長する環境」

施設と地元の交流の歴史は長く、令和7年には開基130年と開校120年となる記念行事の役員となって準備をしています。これまでも、施設に隣接する小規模校である小学校の存続運動に参加してきました。施設は連合会に、職員は自警団に、子どもは少年団・子ども会に加入・参加しています。境内での子ども相撲や、運動会、球技大会、お祭り等の行事を一緒に進めています。施設は、玄関を入って直ぐの「わくわく」交流スペースを開放し、別棟の体育館を貸し出しています。

なにより、鳥沼開墾以降に昭和天皇が来訪された施設と地域との長い関りがあります。入所児童も地域の子どもとして、一律に「鳥沼の子」と呼ばれ、近隣住民が子どもの成長を見守る環境があります。

2. 「自己表現を尊重したファッションと経験から得る支援」

衣類の購入は、職員が同行したり、子どもの希望した商品を職員が代行購入したりしています。子どもが季節外れだったり、肩の露出が多くて年齢に不相応な服を希望したりしても、本人の意思を尊重しています。その上で、TP0を説明して、着用場面と一緒に考えて、肌の露出の多いファッションの難点を教えて、インナー等の重ね着で魅せる提案をしています。

近隣では、衣類を購入できる店が限られているので、旭川や札幌へのレクリエーション外出時にショッピングの時間も設けています。いつもと違う商店街やモールでの買い物は子どもの楽しみになっています。また、インターネットでの購入は、職員と一緒に確認しながら行っています。

衣替えの時期には職員が声かけをして、寝具も職員と一緒に取り換えています。

衣類に限らず、調理など、生活の様々な場面で、子どもが経験から学べる支援に努めています。

3. 「満足度の高い食事環境の提供」

食堂は窓が広く開放感があり、子どもと職員と一緒に食事を楽しめるよう丸テーブルが配置されています。子どもは自分で食べられる分量を盛り付け、リラックスした表情で職員と楽しそうに食事をしていました。

季節や行事を食に取入れることで、子どもたちは旬の食材から季節を感じ、行事に関心を持ち、行事食を楽しみにしています。訪問時は天井からハロウィンの飾りが下げられ、ハロウィンに関連するメニュー表が掲示されました。このような行事食はアンケートを基に作成されており、子どもがメニューの決定に参加でき、一年を通して多彩な献立が立てられています。

栄養士から栄養に関する情報提供として、食材が実物大のカラー写真で掲示されています。効果として、テーブルでは、今、食べている食材を話題にしている場面もありました。また、調理場は中まで見渡せる作りになっているため、子どもが調理の様子を見ることが調理員との交流もあります。

食堂以外にも、ユニットごとにキッチンを整えて、リビングケアにつなげる調理体験など、児童養護施設として可能な限りの追求姿勢があります。

<質の向上のために求められる点>

1. 「研修体制の充実」

2017（平成29）年3月の全国児童養護施設協議会の研修体系「人材育成のための指針」に基づいて、2017（平成29）年度より指針の書式に則り、全職員が個人研修計画票を作成しています。毎年5月を目途に研修目標を立て、反省・評価見直しをしています。前年度までは、研修に対して自己評価のみで結果を客観視しづらかったことから2024（令和6）年度より、職員は、中間時期と年度末に養護部長と面談をして助言を受けることで、成果を確認し反省・見直しに繋げています。

今後とも、研修成果を日々の支援に活かすために、研修面談の場が、スーパーバイズの強化となることに期待します。

また、子どもへの「聴き取りシート」を実施する職員の技術向上のために、ロールプレイ等を取り入れた参加型の研修を検討しています。上司や経験者の一方的な助言に留まらず、実践的により理解を深めようとする試みです。

今後とも、施設全体での研修の計画化と、個別なOJTやスーパービジョンを組み合わせ、研修体制を充実させていくことに期待します。

2, 「リービングケアのこれから」
リービングケアマニュアルを2023（令和5）年度に見直し改正をしています。また、2024（令和6）年度からは、基本的な料理ができるように調理実習を始め、刃物の扱いなどの基本的なことを習得できるように支援しています。各ユニットには冷蔵庫や調理器具が備えられ、簡単なおやつや軽食は、子どもが自分で作っています。
施設では、中学生になると自分で洗濯をしますが、基本的な洗濯の仕方は個別に指導しています。
日々の生活においてリービングケアを意識して職員は子どもと接しています。調理や洗濯のように自然に習得できるように支援しています。
ネット通販では、子どもに職員と一緒にパソコン操作と購入状況を確認しています。目まぐるしく変化する社会の中でインターネット等の扱いも習得して社会にでる必要があります。
全ての子どもに対するネット利用のルールや、一人でも購入できる練習などについては、これからの検討事項であり、施設として課題としています。
利用者調査である子どもインタビューでも、インターネットやスマホ等の使用は話題にあがりました。
機器の操作を子どもと一緒に職員が学びながら、ネットの危険性を伝えるリービングケアを更新していくことを期待します。

3, 「アフターケアの計画的実施」
家庭復帰をした後の関係機関との情報交換や親子からの問い合わせは、担当だった職員が中心となっているため、施設として組織的に対応していくことが必要だとの認識はあります。また、社会的自立の担当職員は配置していますが、社会的養護自立支援制度による措置延長児童も増え、退所後に支援が必要な子どもも多くいることから、業務時間内での対応が難しいという現実があります。
今後は、アフターケアを、職員が業務として計画的に実施できるように、施設全体の職員の配置、勤務形態、業務内容、業務量を総合的に判断していくように期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

4度目の受審でしたが、当施設の現状や抱えている課題を改めて認識する機会となりました。また、若い職員に限らず、管理側の職員においても理解・把握不足があることを実感いたしました。前回より評点で「b」が増えたことに対して、評価者から「施設の伸びしろが明らかになったのだと思います」との助言をいただき、示唆された事項や指摘された課題については職員間で共通認識を持ち、改善できるものから取り組みを実施し、今後の施設運営の見直しや子ども達の養育支援の向上に努めてまいりたいと思います。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
理念、基本方針等は、ホームページに公開している他、要覧、事業計画・報告等に掲載している。職員には、職員室での掲示と、年度初めに事業計画とともに説明をし、会議でも唱和をしている。また、来訪者や面会に訪れた保護者が目に見えるように応接間に掲示し、保護者には、年に2回、「国の子寮便り」を送付している。今後は、職員が理解を深めるため、子どもへ権利ノートを説明する機会に、理念、基本方針をわかりやすく説明する意向を示しているため期待したい。		

2 経営状況の把握

（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
全国児童養護施設協議会や上川総合振興局、施設長会議等の情報をもとに児童数等の状況を把握している。平成30年から令和11年までの整備計画である「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能・機能転換に向けた整備方針」や、令和2年に作成した中長期計画の基本的な見直しはしていない。今後は、地域の各種福祉計画の把握や、全道に広がる入所児童に関する潜在的な支援を必要とするデータ収集等を通しての分析に期待したい。		

【コメント】	② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
令和3年度小規模グループケアを停止、令和4年度再開、令和5年には50名の暫定定員となったことで、当初の予定を前倒して、令和6年4月に定員45名とした。人材確保と人材育成に向けて、新たな求人サイトへ登録し、求人の働きかけを強化している。事務部長を配置し、理事会でも求人条件の見直し等を話し合っている。一般職員も費目別の会計処理を担っている。人材確保や職員体制・人材育成等、具体的な課題は明確となっているため、組織全体で共有して進めていくことに期待したい。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
令和2年度に作成された中長期計画を継続している。施設備品の購入や建物などの施設修繕等、施設整備については中長期計画通りに進められている。令和11年に予定していた定員削減を令和6年度に実施した。令和7年に予定している小規模施設の開設については、人材の確保と育成が優先されるため、具体的な準備段階には至っていない。看護師と心理職の欠員に加えて、入院等の休職中の職員による現場職員の不足がある。また、支援学級に通級するなどのケアニーズの高い子どもの割合が高く、OJTやスーパービジョンの体制強化も課題となっている。中長期計画は職員に配布しているが、今後は、中長期計画の優先課題と具体的な進捗状況を明確にし、法人全体で共有していくことに期待したい。		
【コメント】	② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
単年度計画には、施設運営目標として6項目の中長期展望が記され、各ユニットと給食担当は、7項目の施設運営方針に則り、年度の目標・計画を立てている。但し、目標を実行するための具体的な計画とまでには不十分である。単年度の事業計画は、数値目標と具体的な成果等を示すことで実施状況を評価できるようにすることが必要である。また、年度の評価の実施時期と具体的な評価方法を、明確にしていくことを期待したい。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【コメント】	① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
事業計画は、役職員で話し合い一般職に確認する方法で周知し、作成した事業計画は職員に配布している。ユニットでは、年度当初、7項目の施設運営方針に則り、職員全員が参画して目標・計画を立て、年度末には各自が良・可・劣との3段階の自己評価とともに反省・評価して、次年度に引き継いでいる。但し、計画に実施時期や手順等が決まっていないために、個人の評価に止まる傾向がある。反省・評価・見直しを活かすために、数値や実施時期・手順方法を明確にしていくことに期待したい。		
【コメント】	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
「国の子寮だより」に、理事長・施設長が施設の事業の方向性を示し、資金収支・事業活動計算書・貸借対照表を掲載しており、保護者や賛助会員に年に2回送付している。「国の子寮だより」は、ホームページにも公開している。また、保護者には、電話での計画に関する問い合わせに回答している。施設内に「国の子寮だより」を掲示して、子どもからの質問に答えている。施設内の整備については、事前に子どもに説明している。但し、事業計画の内容を促すには十分ではない。今後は、子どもや保護者への周知方法に工夫を期待したい。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
今回の自己評価は、全職員が全項目にわたり、個別に記入して項目別に集約した。ガイドラインを用いた自己評価の手法として過去には、職員個々で取り組む方法や、経験年数でグループ化する等、様々な手法で実施、自己評価を重ねることで、評価項目の理解に繋がった。第三者評価とは別に、施設の自己評価を行っている。ユニットと給食部門は、年度当初、7項目の施設運営方針に則り、支援のポイントを重点化して年度末には反省・評価している。第三者評価の自己評価の実施には、①評価項目の理解②個人・グループといった手法の選択③実施時期の計画性が重要である。「自己評価をする時期を年度計画に入れると計画的に進めて行けると思う」という自己評価があり、今後に期待したい。		
【コメント】	② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
自己評価及び事業報告で課題を明確にして、次年度に引き継いでいる。改善策への話し合いは、役職員が中心となるため、課題に対しての優先順位が一般職まで浸透しているかは定かではない。評価結果により、改善策をこうしているが十分ではない。職員全体で改善策に至る話し合いをすることで、個々の職員が抱える疑問や気付きを日々の支援に活かすことができる。改善策を計画に入れ込んで定期的に見直していくことに期待したい。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
施設長は、自らの役割と責任について職務分掌等で文書化している。また、年に2回、保護者や賛助会員、関係機関等に発送している「国の子寮だより」には、施設の方針が記されている。有事や不在時の権限移譲等も明確になっている。現在、部門間の理解と共有のために、副施設長が会計業務の一部を担い、施設経営管理に関する職員への共有を図っている。施設長は、職員の相談に直接耳を傾けており、今後に期待したい。		
【コメント】	② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
関係法令は、全国児童養護施設協議会や北海道（上川総合振興局）、施設長会議等から送られてくる通知等の回覧や会議等での周知、及びパソコンの共有フォルダで確認できるようにしている。法人・施設において、コンプライアンス規程の策定や担当窓口の設置が求められている。ハラスメント対応の窓口設置について職員からの希望もあり、法人の課題として進めていくことに期待したい。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
【コメント】	① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
スーパーバイズは、各部門のブロック長・ユニット主任が現場の聴き取りをしている。後日、施設長に報告をする流れとなっているが、施設長に直接相談するケースもある。外部研修の報告は、コロナ禍で中断となっていたが、2024（令和6）年度は「機中八策」「性的な問題」のテーマで施設内研修として計画をしている。「聴き取りシート」の活用方法を、ロールプレイを用いて練習している。心理職が不在の中、ケアニーズの高い子どもや、発達障がへの理解等、支援に対するスーパーバイズの体制が重要である。自己評価でも要望が高かった職員の個別面談は、養護部長が実施中である。年度の間と末に実施予定であるため、その成果に期待したい。		

【コメント】	② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
業務の実効性の確保のため、職員体制を見直し、副施設長・事務部長・養護部長を配置した。給与を改善し、超過勤務や特別休暇の取得月への対応等、職場環境の整備に力を入れている。会議の回数を減らし、負担を軽減した反面、スピード感を持った情報共有などに影響する場合もある。1人勤務体制には、養護部長がフォローに入っているが、入院等の休職により人員不足となっている。寒冷地仕様の構造上、光熱費のランニングコストは大きい。近年の猛暑から夏季のエアコン設置も加わり経費増が予想される。今後ともコスト節減に期待したい。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
求人サイトに登録し、地域の青年会議所や実習生に積極的に声掛けをし、学校関係に求人募集を出すなどの求人活動をしている。応募する側は、地域性の問題や入所施設の当直勤務や断続勤務を避ける傾向があり、求人条件のハードルともなっている。加算配置の看護師・心理職の募集もしているが応募者は多くなく、人材確保に至っていない。理事会では、有資格者以外にも採用範囲を広げてはどうかとの意見が出ている。施設は、あらゆる求人の場に参加する意向を示しており、人材の定着も含めて今後に期待したい。		
【コメント】	② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
職員の個別自己評価には、「人事基準が明確ではない」「基準が明確になる人事考課を検討してほしい」「貢献度を評価してもらえらる仕組みの必要性」との記述がある。総合的な人事管理においては、「期待する職員像」の他、研修制度や、賃金・有休取得率等の職員処遇、さらに職員が将来を描くためのキャリアパスの必要性があげられている。職員との個人面談はスタートしており、面談内容を活かしつつ、総合的な人事管理の基準を作成していくことに期待したい。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【コメント】	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
働きやすい職場を目指して、給与や超過勤務の改善、コロナ感染症とインフルエンザについては義務免制度を設けた。2024(令和6)年度より副施設長・事務部長・養護部長を配置して職員体制を刷新した。養護部長は、職員との個人面談を実施し、ブロック長が超過勤務を把握して、希望の休みや勤務時間には可能な限り応じている。一般職の有給の取得状況は約40%以上であり、データ化されている。正規職員だけではなく、嘱託・臨時職員も含めて民間退職共済に加入している。子どものための断続勤務は、職員の負担となっている面もあり、勤務体制の検討が求められている。今後も、人材の定着と確保を念頭に、職場環境の整備に期待したい。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【コメント】	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
平成29年3月の全国児童養護施設協議会の研修体系「人材育成のための指針」に基づいて、平成29年度より指針の書式に則り、全職員が個人研修計画票を作成している。5月を目途に研修目標を立て、年度末に反省・評価見直しをしている。前年度までは、反省・評価が自己評価のみで、結果を客観視しづらいことから、2024(令和6)年度より中間時期と年度末に、養護部長との面談が実施されている。研修成果を日々の支援に活かすためにも、研修面談の場が、スーパーバイズの強化となることに期待したい。		
【コメント】	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
新人職員対象の現任訓練や、中堅職員の研修以外の外部研修は、関係機関から随時の案内となるため計画が立てにくい。外部研修のパンフレットは職員室に置かれ、研修委員が中心となって紹介している。研修履歴を把握して、外部研修には受講者が偏らないように留意している。今後は、施設内研修を計画して、必要な外部研修を選択し、伝達研修として活かしていくことに期待したい。		

【コメント】	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
コロナ禍では、施設内でのオンライン研修を多く実施して多くの職員が参加できるようにした。コロナ禍以前に実施していたロールプレイを交えた施設内研修を充実させる計画がある。2024（令和6）年度は、「性教育」と「機中八策」について計画中である。新人職員には、1か月間先輩職員がともに仕事をする施設内新人研修があり、OJT（職場内訓練）を実施している。今回、養護部長との個人面談の中で、子どもの思いに寄り添った聴き取りの方法を習得したいと相談があり、スーパーバイズを実施している。日常的にも職員室等での会話が振り返りや確認となり、ロールプレイ的要素に繋がっている。今後とも、施設全体での研修と、個別なOJTやスーパービジョンを組み合わせ、研修体制を充実させていくことに期待したい。		
（４） 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【コメント】	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
事業計画により専門職の研修・育成に関する基本姿勢が明文化されている。ケアワーク、ソーシャルワークの実習生が配置され、実習受入の担当者と現場職員も対応し、担当者が実習状況を集約することで全職員が日程等を周知している。ソーシャルワーク実習は、ソーシャルワーク学校教育連盟からの指針に合わせて基本実習プログラムを用意している。但し、どちらも個別実習プログラムの整備には至っていない。専門職が専門職を育てるという実習の意義を明確にするためにも、実習指導者の指導体制の確立、実習に関する研修の受講や養成校との連携のもとに実習指導が行われることが期待される。		

3 運営の透明性の確保

（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
ホームページには、施設の理念・基本方針、施設案内の他、情報公開のページを設けて、決算報告等の基本的な情報の公開をしている。ワムネットと連動して、第三者評価の受審結果もある。苦情相談は、「国の子寮だより」に掲載して、ホームページにも公開されている。ホームページは年に1度の更新だが、子ども行事などは掲載されていない。ホームページは情報発信が高いツールである。今後は、ホームページを充実させることで、地域への施設理解に繋げることに期待したい。		
【コメント】	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
内部監査は、財務管理に識見を有する監事により実施されている。令和6年度から事務部長として役職員が配置され、副施設長は措置費などの基本的な経営の流れを把握するために、会計処理の一端を担っている。一般職員も費目担当として一定の金銭管理を任されている。入所児童の減少や地域分散化・高機能化などの施設対応の変化に対応するために、今後は将来的な施設経営に向けて、ガバナンスの強化とともに、外部専門家の活用にも期待したい。		

4 地域との交流、地域貢献

（１） 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
地域・小学校・国の子寮の三者の交流の歴史は長い。地域自警団に職員が加入しており、地域の連合会には令和7年には開基130年と開校120年となる記念行事の役員となって準備を進めている。境内での子ども相撲や、地域と合同の運動会、球技大会、お祭り等、地域の行事と一緒に進めている。子どもは、子ども会の他、少年団で活動している。施設の「わくわく」交流スペースを開放し、体育館の貸し出しをしている。子どもの行動範囲から、更に地域交流の範囲を富良野市内に拡大して、施設の有存在意義を広げていこうとしている。長い歴史のある地域と施設の関わり方について、改めて基本的な考えを文書化する意向を示しているので今後期待したい。		

【コメント】	②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
「富良野国の子寮」としてボランティアの受け入れ体制がとられている。インターンシップは施設としては受け入れない方針である。2024（令和6）年度は、スケートボードの指導ボランティアが継続して行われ子どもに好評であった。学習ボランティアの必要性を感じているが、交通の便などによる来園の難しさがある。コロナ禍以降、ボランティアの減少もある。引き続き、ホームページや専門学校へ募集案内を出すことなど、地域社会と施設をつなぐボランティアの受け入れにつながることを期待される。			
(2) 関係機関との連携が確保されている。			
【コメント】	①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
入所してくる子どもの家庭は、全道に点在しているため、管轄の児童相談所は岩見沢・旭川・帯広・釧路と広域となっている。年に2回、富良野市の要保護児童対策協議会が保健センター、小学校、民生委員や医師会等を交えて開催されている。協議会では、一時保護から家庭復帰したケースの在宅指導や、施設も家庭復帰後の相談に乗っている。保健所とは、水質検査や感染症の情報、避難訓練では消防団や消防署との合同訓練を実施している。また、卒寮後の福祉的支援の必要性から、相談支援事業所や福祉就労の事業所と継続的に連絡を取っている。看護師・心理職が不在の中、医療機関からの助言やフォロー体制の必要性は高く、関係機関とのネットワークの強化に期待したい。			
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
【コメント】	①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
コロナ禍で中断していた国の子寮祭は、地域交流の場でもあり、鳥沼連合会の集まりでは、潜在する福祉ニーズを感じ取る機会となっていた。要保護児童地域対策協議会では、地域の子どものニーズを把握できる機会となっている。富良野市・上富良野町の委託を受け、子育て短期支援事業を実施している。小規模校の統廃合の方向性が問われ、地域と共に鳥沼小学校の存続を推し進めた。また、災害時には、物品の貸し出しや、避難する地域住民の受け入れを想定した非常食等を常備し、地域連合会に申し入れている。意図的なニーズ把握には至っていないが、求めに応じる機能があるため、今後に期待したい。			
【コメント】	②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
ハザードマップでは土砂崩れの危険地域に指定されているため、避難所とはなっていないが、「非常災害発生時における食事提供マニュアル」を作成して、物品の貸出しや非常食を常備し、地域連合会に周知している。福祉サービスを利用する卒寮生の増加により、相談支援事業所等の関係機関との繋がりが強まった。求められる範囲で、可能なことは実施してきた経緯がある。人員不足に苦慮する中、施設への理解を深めたい意向もあり、地域ニーズに対して何ができるかを検討することに期待したい。			

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。			第三者 評価結果
【コメント】	①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
子ども一人ひとりを尊重する姿勢として、基本理念等を寮内に掲示している。全国児童養護施設協議会の倫理綱領を読み合わせ、職員の理解を高めようとしている。施設オリジナルの権利ノート子どもに配布し、年齢に合わせてわかりやすく説明をしている。子どもの呼称については、呼んで欲しくない呼び方にならないようにしている。「機中八策」の受講後、職員全体で取り入れるように日々の支援にあたっているが、内部研修等は十分ではない。職員が子どもの支援に共通の理解をもつためには、受講した研修のノウハウが全職員の標準的な実施方法へと発展することを期待したい。			
【コメント】	②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
プライバシー保護について子どもへ説明することで、職員の養育・支援におけるプライバシー配慮の理解を促している。小学生以下の二人部屋は、子どもの意見も入れた家具の配置をしている。郵便物や荷物は子どもと職員が一緒に開封するようにしており、本人の同意がなければ開封することはない。施設がプライバシーに配慮した養育・支援の具体的な対応が保護者に十分には伝わっていないので、入所時の説明や面会・寮便りで伝えるようにしている。プライバシーに関しては、国の子寮版「権利ノート」も記載があるので、今後も保護者にも紹介することを期待したい。			
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
【コメント】	①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
ホームページや「ふらの国の子寮便り」による情報提供がある。近年は入所前の親子での事前見学者が多くなった。また、パンフレットは適時、見直している。利用頻度の高い児童相談所にはパンフレットの最新版を置いている。子どもや保護者に必要な情報を積極的に提供するには、ホームページの活用がある。年間行事の活動の様子など、一般市民にもわかりやすい内容となる工夫や改善等を期待したい。また、地元の社会福祉協議会など関係機関へ配置先を拡大していくことにも期待したい。			
【コメント】	②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
子どもの入所時には「入所手順マニュアル」に従って職員が対応している。説明には「入所生活」の子ども用と保護者用、「よくある質問」により同意書を得ている。入所時に同意を得るのが難しい保護者へは児童相談所の協力を得ている。同時に、養護部長やブロック長に指示や助言を得ているが、ルール化や文書化はされていない。施設特性から措置される子どもの保護者からの同意を得ることが困難なケースが少なくない。子どもや保護者に理解を得るためにも、対応策や配慮事項など決めておくことを期待したい。			
【コメント】	③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
子どもは道内各地のから入所している。家庭に戻った子どもの要保護児童対策地域協議会との連携は、施設から遠隔地であった場合は多くはない。また、退所後も措置権者は児童相談所となるため、或いは親権が保護者に戻るため施設としての関りは持ちにくくなる。しかし、子どもや保護者からの相談はあり応じている。アフターケアの一環として「児童パーソナル票」を作成して、退所後の相談に即時に対応できるようにファイリングしている。退所や措置変更後に支援の継続性を確保するためには、退所後の引継ぎや相談窓口に関して流れと役割を明確にしておくことが期待される。			

(3) 子どもの満足の向上に努めている。			第三者 評価結果
【コメント】	①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
施設は「聴き取りシート」を始め、意見箱の他、様々な場面で子どもの施設生活での満足度を上げることに努めている。子ども会はないが、ユニット毎に話し合いを持つことで主体性を尊重している。行事や食事のアンケートを実施しており、「レストランごっこ」といったネーミングで日常の食生活にハレの気分を演出している。意見箱の場所を変更して欲しいという意見を受けて検討中である。子どもからの多様な意見や発言を職員は聞くだけでなく、表情からも読み取っている。			
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
【コメント】	①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
苦情解決の仕組みについてマニュアルを整備したり、権利ノートを活用して定期的に説明したりしている。小さな子どもにもわかりやすく、複数個所に見やすく掲示している。意見箱が設置されており投函内容から解決につながっている。コロナ禍が明けた2024年の「国の子寮祭り」には第三者委員も来園している。「ふらの国の子寮だより」に苦情件数を掲載し、関係者へ配布と合わせてホームページで公開もしている。保護者への周知は難しく苦慮しているため、保護者に対する苦情申し出システムの理解の工夫が期待される。			
【コメント】	②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
子どもが初めて施設に来た時に、相談する職員は自分で決めてよいことや意見箱に書いて入れてもよいこと等を説明している。「権利ノート」を渡して第三者委員や苦情についても伝えている。相談するときは、場所を子どもが決めて選べる。本人が相談するのが苦手な場合は、周りの子どもが職員にそれとなく困っていることを伝えている。職員は生活の場面で子どもの様子から意見等を察知して他の職員と連携して話が聞けるように動いている。複数の相談方法があるが保護者への周知は困難な面がある。上記項目と同様に、保護者に対する相談・意見等のシステムの理解の工夫が期待される。			
【コメント】	③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
「要望等対応フロー図」に基づいて職員が動き、フロー図は定期的に見直し改定している。案件は、相談受付票・経過結果票に記録され職員間で共有がされている。子どもからの相談や意見は、女兒・男児ユニットの連絡ノートで引き継ぎがされている。即答できない相談・意見の返答には、ユニット・ブロック・全体の順で会議にかけることや、断続勤務による申し送り等で日数がかかる。迅速な対応ができない場合には、時間が掛かることを子どもへ伝えている。今後も引き続き、「意見・要望・苦情申し出マニュアル2024」等を整備し、迅速な対応を期待する。			
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。			第三者 評価結果
【コメント】	①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
インシデント・アクシデントは、職員間で改善策を共有し、再発防止に努めている。報告書を分析して実態把握している。年間の報告件数の目標値を設定することで職員の意識向上につながり、報告件数が増えることで分析材料となっている。ユニット内でのトラブル等、子ども間の関係性を把握することで、感情面にも目を向けた支援となっている。近年は、小学高学年から中高生の入所と服薬する子どもが増え、常勤看護師の不在が重なり、投薬も職員の業務となっている。これまでもリスクの傾向変化に対応してきたので、高学年向けの危機管理マニュアルの作成など、体制の充実が期待される。			

【コメント】	②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
保健衛生マニュアル及び感染症対策マニュアルが整備され、合わせて感染症に関する外部研修の受講や施設内研修を行っている。インフルエンザの予防接種や隔離体制は職員間で共有されている。ノロ等の嘔吐に対応できるように処理セットのキットを各ユニットに備えている。新型コロナ体験から手洗いとうがいなどの感染症対策が子ども達の間に定着している。看護師は常勤していないため、嘱託医や医療機関との連携から指示を受けるなどの対応を行っている。			
【コメント】	③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
防災対策として、「防災対応マニュアル」や非常災害発生時における「食事提供マニュアル」が整備されている。毎月の施設内の災害訓練は火災・水害・夜間・地震等の様々な状況を想定して実施している。地元消防団との合同訓練も年1回実施されており、訓練後は反省と改善点を挙げ次回に活かしている。非常用食品・備品はマニュアルでリスト化しており、非常食は年1回、非常食を食べる訓練を行い備蓄食料の消費・入れ替えをしている。ガス式発電機などの災害時の設備を整えている。子どもの安全確保のために、施設に対応した事業継続計画（BCP）の作成を行い、継続した防災対応の実施が期待される。			

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。			第三者 評価結果
【コメント】	①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
標準的な養育・支援の実施方法の文書として、小学生男子、中高生男子の本園と別棟中高生男子、本園女子で分けて日課に沿ったマニュアルが作成されている。他に「特別な配慮を要する子どもへの支援について」が文書化されている。標準的な支援マニュアルは、起床から就寝までを記載されているが、近年、増加している発達障がい等を含めた多くの子どもには不十分である。文書化された「特別な配慮を要する子どもへの支援について」を職員のスキルとして身につくように研修等の研鑽を予定しているので今後に期待したい。			
【コメント】	②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
標準的な実施方法を文書化した「具体的処遇支援表」の見直しは、女児・男児のユニット会議で行われる。職員から提案された見直し案は、ブロック会議を通し協議され、最終的に施設長の確認のうえ更新される。見直しの際には、事例のロールプレイを通して実施方法の具体的な確認をしている。修正前と修正後の修正箇所の比較ができるようになっているが、検討会議の記録には掲載がなく、改訂日の付記を期待したい。また、職員スキルの向上として実施した研修結果もマニュアルに反映することに期待したい。			
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
【コメント】	①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
自立支援計画策定以前に個別指導計画がある。ブロックのケース会議を経て計画策定されるが、日常生活や「聴き取りシート」に重きを置いて、子どもの思いを反映させるようにしている。アセスメントシートを作成したが、子どもの養育・支援に向けては手法を再検討し、計画策定と計画に沿った支援となる必要がある。アセスメントの手法の要として「聴き取りシート」を重要視しているが、職員スキルの向上が課題である。組織として養護部長を設け、OJTはもとよりスーパービジョンを導入しつつある。今後に期待したい。			

【コメント】	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
自立支援計画の策定マニュアルの規定により年2回の見直しが行われている。その際には、ユニット会議で確認された自立支援計画による実施状況を踏まえ、ブロック長の承認を経て次の自立支援計画に反映されている。ケース会議と合わせてユニット担当における内容の共有化が図られている。聴き取りシートの活用によってアセスメントとして情報の活用を高めるに、職員のスキルが向上することに期待したい。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
【コメント】	① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
日々の子どもの状況については育成記録として残り、いつ誰が入力したのかがわかる。育成記録は「生活の様子」「行事・外出」「部活・少年団」「学校行事」と部類されており、パソコンソフトを利用している。パソコン内のデータは、検索により適時必要な確認ができるので職員の共有が効率的である。		
【コメント】	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
パソコンのデータは各職員が個別にパスワードを持って管理している。情報漏洩の観点からUSBの使用を禁止している。廃棄に関してはシュレッダーを用いている。個人情報の使用は、内容を分類した同意書を保護者から得ている。都度、必要な場合にも確認を別途取るようにしている。子どもに関する情報共有を職員間でスマホのアプリを利用することもある。グループ斉配信や緊急連絡、時間を選ばない送信状況など、利便性と背反する危機感を持って管理することに期待したい。		

内容評価基準（24項目）

A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果	
【コメント】	① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
施設の設立経緯はカトリックであるが、宗教に関係する行事への参加は、子どもの意思を尊重している。「聴き取りシート」の実施時や、日頃からの子どもの様子を観察し、小さなことでも職員間で共有している。オリジナルの権利ノートと権利ノート活用マニュアルを作成している。年に2回定期的に子どもへ権利擁護について説明する機会を設けている。職員は子どもの権利条約を全体会議で読み合わせている。しかし、権利擁護の内容を実際の支援場面にどのように活用されているかを職員間で認識し合う必要がある。今後は、子どもの権利擁護に対する理解と職員間の共通認識を深め、支援に活かすことに期待したい。		
(2) 権利について理解を促す取組		
【コメント】	① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
「聴き取りシート」の実施時や、学校から体罰のアンケートや虐待防止のプリントが配布されるタイミング、子どもの様子から必要を感じた時には、権利ノートを個別に一緒に読んで確かめている。トラブルが発生した時は時間を置かず、お互いに自分がされて不愉快な事を他の人にしないことなど、権利の主張と義務や責任についても伝えている。遊びや食事では年長の子が年下の子の面倒を見ることがあり、職員は子どもを褒める機会を逃さずに支援している。しかし、発達障がい等の特性が伝わりにくい子どもの対応では、関係機関や保護者と協力しているが苦慮することが多い。困難事例の支援や権利擁護について外部研修などの学習機会を得て、理解を深めることを検討していることから、今後の支援に活かすことを期待する。		

(3) 生い立ちを振り返る取組			
【コメント】	①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
生い立ちを伝えるかどうかの保護者の意向は、入所時に児童相談所を通じており、入所後に改めて保護者の意思確認をしている。子ども自身に生い立ちをどのように伝えるかは、児童相談所と連携し、ユニット会議で伝え方や時期を話し合っている。ライフストーリーワークの研修に参加した職員から伝達は行われたが、施設としてどのように支援に活かしていくのかは今後の課題である。受講内容を「機中八策」に取入れる等の検討していることから、支援に反映することに期待したい。			
(4) 被措置児童等虐待の防止等			
【コメント】	①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
職員は全体会議で虐待防止マニュアルの読み合わせを定期的実施し、施設長からの講話がある。就業規則には体罰禁止が明記され、虐待関連の文書の回覧も行い、日々、虐待防止を意識して支援を行っている。しかし、子どもや職員が、虐待について外部へ直接相談や通告できる流れがマニュアルにないことから、今後は被措置児童虐待対応の流れがマニュアルに添付され、子どもや職員に周知されることを期待する。			
(5) 支援の継続性とアフターケア			
【コメント】	①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
入所する子どもは道内各地から来ており、管轄の児童相談所も複数となる。入所前の子どもの見学には、個別に対応している。入所して間もない子どもには、孤立しないよう気をつけ見守っている。また、食事や遊びでは、子ども同士の関わりを促して先に入所していた子どもが最近入所した子どもを誘っている。施設生活に馴染むことが難しい子どもへの対応は、会議で対応策を話し合っている。家庭復帰では、子どもが児童相談所との面談を繰り返し、帰省時の様子を観察し子どもの意思確認の上で決定している。家庭復帰後は、要保護児童対策協議会や児童相談所の家庭訪問から様子を把握し、相談があれば、当時の担当職員が応じている。今後は、退所後の相談窓口を明確にすることに加えて、受入れ対応の際の支援の標準化等が期待される。			
【コメント】	②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
中学生以上はネット通販を利用しているが、職員が付かず操作できる練習は検討中であり、学齢に応じたインターネットの利用方法を含めた課題となっている。2023（令和5）年度、日々の生活の中で調理等を学べるようにリービングケアマニュアルの見直し・改正を行っている。また、卒寮前には職員が引率して様々な手続きを経験させている。退所後の関係機関や子ども・家族からの問い合わせに即応できるように、退所児童のファイル「児童パーソナル票」を作成、ジェノグラムを載せ子どもの状況理解にも繋げている。社会的養護自立支援制度による措置延長児童が増え、また、退所後にも支援が必要な子どもは多い。リービングケア・アフターケアの担当職員は配置しているが、業務時間内での対応が難しい。今後は、アフターケアを、職員が業務として計画的に実施できるように期待したい。			

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
【コメント】	① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
年に2回、「聴き取りシート」を実施する他、日頃から、子どもの様子を観察し、状況によっては短時間でも個別対応している。利用者アンケートからは、子どもが複数の職員へ話しができることが伺える。心理士が2022年から不在ではあるが、医師や児童相談所と相談・連携して支援にあたっている。但し、職員は子どもを理解し、表出する感情や言動を受け止めようとしているが十分ではない。今後は、「機中八策」を活かした支援方法の強化や、スーパーバイズにより、全職員が子どもを丸ごと受け止められることを期待する。		
【コメント】	② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
断続勤務により、朝の登校時と下校時に同じ職員が対応することで、本人の安心感にもつながっていた。職員は、断続勤務の休憩中も気持ちの切り換えができないまま出勤することがある。施設の設立時は、幼児からの入所が占めていたので朝夕の職員が同じである必要性は高かった。近年は、中高生からの入所が多く、一定の物事の判断ができる年齢である。家庭から施設生活となって馴染めないルールの変更は、ユニットで話し合い、職員は柔軟に取り入れている。今後は、職員が子どもと共に施設で過ごすことを通して、子どもも職員も基本的欲求の充足となることに期待したい。		
【コメント】	③ A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
職員は、子どもが自分の力でできるようになり、自信へと繋げていくことを見守っている。ユニットで子どもの生活能力を見極め、援助の必要の有無・程度を職員間で共有している。他者との比較を避け、些細なことでも称賛し、声かけの対象や回数が平等になるように留意している。職員は地域の行事の情報を提供し、ユニットでレクリエーションを企画している。子どもは行事やレクリエーションに参加したりしなかったり自由に余暇を過ごしている。参加を決められない子には職員が個別に声かけをしている。施設は、子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるように支援しているが、十分ではない。今後は、子どもの主体性と自主的な生活のための職員間の連携やフォロー体制に期待したい。		
【コメント】	④ A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
商品券・図書カードの寄贈は多く、子どもへ欲しい物のアンケートを取り、結果で選定をし、希望に沿えない子どもへのフォローもしている。日頃の会話から子どもの希望を捉えて、塾や習い事などの要望に応じている。施設入所していることを知られたくない子どもへの配慮等から、ボランティアの申し込みがあった時には、職員間で受入れ可否を決定せずに子どもの意見を聞いて調整している。2024（令和6）年にはスケートボードの体験ボランティアを受入れ、4度開催している。退所した子どもが本やお菓子の寄贈あり継続している。施設の立地から、中高生の部活動等には、自動車送迎が必要となるが、職員体制は充分とはいえない。子どもの意欲が続くためにも、検討・工夫に期待したい。		
【コメント】	⑤ A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
中学生以上は、洗濯や掃除を各自行うルールとなっているが、子どもの状態や気持ちを受け止めつつ、状況に応じて職員が援助している。職員が子どもの模範となるように研修を受けている。調理実習では刃物の扱い等を習得できるようにしている。衛生面では、「健康教育」として自己管理ができるように学習機会を設けている。スマートフォンの扱いについては、年に2回講習を実施している。しかし、電波状況が悪いこともありWi-Fiが許可されていない。今後は、ネット環境の改善とインターネット教育に付随して、Wi-Fiの知識や使用方法などを子どもの学習機会として設定することを期待する。		

(2) 食生活		
【コメント】	① A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
栄養士は、嗜好調査の給食アンケートや残菜率計算の上、献立が作成している。食堂は清潔感があり、訪問した10月末はハロウィンの飾り付けがされ、関連するメニュー表が掲示されるなど、行事や季節を通じて子どもは食を楽しめている。夕食は、自分で食べられる分量を盛りつけ、リラックスした表情で食事をしていて、子どもが調理する機会を設けており、基礎的な調理技術を習得できるように支援している。現時点では、重篤なアレルギー症状の子どもはいないが、入所時に危惧される場合は、アレルギー検査を実施している。本人に注意事項を伝え、調理現場でも確認している。ユニットでは、アレルギーの子どもの飲食時には職員が注視している。		
(3) 衣生活		
【コメント】	① A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
衣類は、本人の好みを尊重し、購入時は職員が同行したり、希望した商品を職員が代行購入したりしている。衣類の選定が季節外れや年齢に不相応な場合は、職員が強要せず、TP0の指導や着こなしで対応できるようにしている。旭川や札幌へレクリエーションの外出時には、買い物の時間で衣類の購入もできるため、楽しみにしている。インターネットでの購入は、必ず職員と一緒に確認しながら行っている。洗濯は職員が個別に対応し、基本を指導している。衣替えには職員が声かけをして、寝具も職員が共に交換することで、子どもが経験から学べるよう支援している。		
(4) 住生活		
【コメント】	① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
中学生以上が個室であり、子ども自身でぬいぐるみを置き、部屋のプレートをアーティストで飾るなど、思い思いのプライベート空間にしている。ユニット制の共用空間は家庭的な雰囲気、整理整頓や掃除は職員と子どもで行い、掃除の仕方や習慣を経験から学べるようにしている。また、年長の子どもの様子を、年下の子どもが見て手伝い習得することもある。シャンプーなど日用品は好みの商品を購入している。小学生は相部屋のため、もめることもあるが、ルールの提示で解消している。子どもが不穏になった時の声や物音で、隣室の子どもが不安定になる場合は、クールダウン室近くに移動している。しかし、クールダウン用に準備しているのは一部屋である。防音の工夫など環境整備に期待したい。		
(5) 健康と安全		
【コメント】	① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
薬は施錠した部屋で、担当職員が「薬カレンダー」を使用し管理している。2021年、看護師の退職以降、薬の保管や服薬管理は担当職員に委ねられている。職員は病状等をすぐに相談できないことに、不安や判断の難しさを感じている。予防接種は、看護師から引継ぎを受けた職員が担当して管理している。服薬ミス防止のため、飲み終わりまで見届け、主任が薬の空き袋を確認している。服薬マニュアルはあるが、職員の理解や認識は不十分である。また、AEDなどの救急救命に関わる実践的な研修は、不定期である。現状、医療職が不在ということもあり、緊急時に全職員が対応できるような研修を期待する。		
(6) 性に関する教育		
【コメント】	① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
「健康教育」で学年や発達に応じ、オリジナルの資料を作成し性教育を実施している。性教育に関する外部研修を受講し、施設内で伝達研修会が予定されている。「機中八策」にも性教育を取り入れる予定がある。職員は子どもへ日常会話の中で、男女交際について話せる関係性を築き、聴き取りシートの実施でも性について話している。心配な子どもについては、学校や児童相談所、警察と連携して対応している。コロナ禍で外部講師による講習会ができなかった。職員から再開希望の声があり、性教育の研修計画や勉強会の予定もあることから、今後の支援に活かされることを期待する。		

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応			
【コメント】	①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
子どもの暴力・不適応行動には複数の職員で対応するようにしている。問題状況には、他の子どもから離して落ち着かせることを優先している。クールダウンの部屋を利用する時には、タイムアウトの理由を本人に誤解のないように説明している。職員が子どもから暴力を受けた時には、別室に行く等の距離と時間を取っている。事態によっては児童相談所や医療機関と連携し会議で対応策を検討している。施設は、暴力・不適応行動の発生時において、職員の動きや対応についての困難性を乗り越えようとしている。今後は、暴力を受けた子どもや職員への対応、暴力を目の当たりにした子どもの安全確保やフォローなど、職員の動きを確認しあい関係機関との更なる連携と困難事例の要因分析が期待される。			
【コメント】	②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように、日頃から子どもの様子の変化に気づくように職員間で情報共有しながら支援している。子ども同士の関係性を把握し、部屋割りにも留意している。パソコン上で情報共有し、緊急性がある場合は職員の共有SNSを使用し、間を空けず送受信している。担当している子どもが、外部の医療機関や心理士などと連携する機会がない職員は、対応について悩むこともある。今後はスーパービジョンや研修などで子どもの心理や支援方法を学び、組織全体で対応することを期待する。			
(8) 心理的ケア			
【コメント】	①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
子どもに心理的ケアが必要と判断した時には保護者へも伝え、直接医師から話を聞くために医療機関へ同行してもらうことがある。心理職は欠員だが、児童相談所や医療機関との連携により補っている。現在は心理プログラムを策定していないが、今後は心理的ケアが必要な子どもの対応に関する職員研修や、外部の専門機関との連携強化に期待したい。			
(9) 学習・進学支援、進路支援等			
【コメント】	①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
本人の希望により、通塾や長期休みの講習会に参加することが可能である。必要に応じ問題集の購入をしている。隣接している小学校とは密に連携をとっており、学力の把握や特別支援学級への変更などを行っている。登校前に朝学習を取り入れ、学習モードへ切換えて送り出している。学習ボランティアは地域柄が難しい。学校から支給されるタブレットで宿題をすることがある。しかし、インターネットの使用は施設でのルールや職員の対応が定められていない。学習にインターネットが不可欠であることから、今後は早急に使用について検討し、配信による学習も視野に整備を進めていくことを期待したい。			
【コメント】	②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
進路は、「聴き取りシート」実施時に、本人を中心に学校・児童相談所・保護者と相談しながら決定している。高校1年生で奨学金の情報を提供し、本人が資金面で進学検討前に諦めることがないようにしている。不登校については、保護者や学校と協議しながら施設内のケース会議でも対応を検討し、登校できるようになった事例がある。中退や不登校の子どもに関しては、ユニット内の子どもへ状況を説明し理解を求めている。また、社会的養護自立支援事業による措置延長を活用している。今後は組織として、進学の手順、進め方、関係機関との連携や情報提供が、職員に共有され支援に活かされることを期待する。			

【コメント】	③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
交通手段の不便さや、求人募集が少ない地域性から、アルバイトを始める難しさはあるが、子ども自ら働き先を見つけて継続したケースもある。また、担当職員と一緒にアルバイト先を探すことがある。2024年度は、就労場所に送迎の車を出すことが決まった。収入から貯金するルールがあり、子どもは納得している。高等養護の子どもについては、学校と連携をとりながら現場実習先を開拓している。しかし、施設として積極的なアルバイト先の開拓や社会経験に向けて意欲を高める支援は十分とはいえない。今後は、勤労意欲のサポートや社会経験の大切さを子どもへ伝え、自立へ向けた計画的な支援に期待する。			
(10) 施設と家族との信頼関係づくり			
【コメント】	①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
家族へは、年度初めに学校の年間行事の案内を送り、行事の一か月前には電話で案内をしている。直接、保護者に連絡を取れない場合は児童相談所を経由して案内をしている。広報誌「国の子寮だより」に担当職員の顔写真入りで、子どもの様子を添えて保護者へ送付している。2024年度の学芸会は半数程度の保護者が参観する予定である。家族対応は、基本的に職員が2名で行っている。子どもの一時帰宅後には、変化の有無を観察して話を聴いている。職員は、家族対応のアドバイスを家庭支援専門相談員に求めている。しかし、家族支援専門相談員の役割は、職員に充分理解されているとは言えず、記録内容の共有も積極的にされていない。今後は全ての職員が家庭支援専門相談員の記録内容や役割を共有し、家族との更なる信頼関係につなげることに期待したい。			
(11) 親子関係の再構築支援			
【コメント】	①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
一時帰宅により、子どもにマイナスの影響が出てしまう場合や、家族によっては不登校の改善に消極的である場合等がある。帰宅することで不適応行動が増えることもあり、子どもと保護者との仲介や、児童相談所と連携し家庭復帰の可能性を協議している。家庭復帰をした子どもに対しては、児童相談所や要保護児童対策地域協議会と連携をとっている。家族からの電話相談等があった場合に、施設として対応している。施設は、親子関係の再構築を求めて、児童相談所、保護者、子どもと相談しつつ家族支援を進めている。しかし、家庭と子どものそれぞれの状況から選択肢は一つだけではない。今後は、家庭復帰に限らず多方面から検討した親子関係の再構築への支援が期待される。			